

社会福祉法人愛生会

理事・監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛生会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員等の報酬総額)

第3条 役員に対して、各年度の総額が5,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(理事会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

報酬 (日額)

理事会出席報酬	5,000円
---------	--------

費用弁償 (日額)

区分	宮崎県内	宮崎県外 九州管内	九州以外
交通費	2,000円	10,000円	50,000円

区分	1泊につき
宿泊料	15,000円

- 2 遠方の場合に限り宿泊を要する時のみに宿泊料は支給する。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。
- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

報 酬 (日額)

出張報酬	5,000円
------	--------

費用弁償 (日額)

区分	宮崎県内	宮崎県外 九州管内	九州以外
交通費	2,000円	10,000円	50,000円

区分	1泊につき
宿泊料	15,000円

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増減額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

改 正

平成29年1月1日

平成30年4月1日

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等(日額)	10,000円	2,000円	
常務理事業務報酬等(月額)	200,000円	6,000円	職員との兼務がない場合
理事報酬等(日額)	10,000円	2,000円	
監事監査指導報酬等(日額)	10,000円	2,000円	